

新型コロナウイルス感染症対策利子補給助成事業

①利子補給対象者

- (1) 浦臼町商工会の会員
※主たる事業が商工業を営む事業者
- (2) 町内に店舗等を有し1年以上営んでいる者
- (3) 町税を完納している者
- (4) 暴力団員等でない者

②対象事業資金（令和2年12月31日までに融資を受けた資金）

- 中小企業者が必要な運転資金、設備資金で、
- ・ 中小企業融資制度に基づき融資を受けた資金
 - ・ 町内金融機関から借り入れた資金
※コロナ関連融資で実質無利子化になっているものは対象になりません。
※令和3年以降に借り入れた資金は当該事業の対象になりません。

③利子補給の交付額

- 全額
※助成期間は令和2年と令和3年の2年間分となります。

④利子補給の対象期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日までに支払った利子

⑤提出書類

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書
- ・ 金融機関の証明（支払利子額がわかる取扱金融機関の証明書）
- ・ 毎月の支払利子額がわかる資料

浦臼町中小企業振興資金利子補給制度

①利子補給対象者

- (1) 浦臼町商工会の会員
- (2) 町内に店舗等を有し同一事業を引き継ぎ1年以上営んでいる者
- (3) 町税を完納している者

②対象事業資金

- 中小企業者が必要な運転資金、設備資金で、
- 中小企業融資制度に基づき融資を受けた資金（以下「制度資金」という）。
 - 町内金融機関から借り入れた資金

③利子補給の交付額

- 年利率5%を上限として、
- 制度資金は年利2%を超える利率の額
 - 町内の金融機関からの資金借入れは年利2.5%を超える利率の額となります。

④利子補給の対象期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日までに支払った利子

⑤提出書類

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書
- ・ 金融機関の証明（支払利子額がわかる取扱金融機関の証明書）
- ・ 直近1年間の町税の納税証明書

提出期限 令和4年1月31日まで
お問い合わせ 浦臼町商工会 電話：67-3331

農業委員会からの お知らせです。

～農地の相続等の届出のお願い～

農地法では、相続等によって農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出を要することとされています。

農地法の許可を必要としない相続等により農地の権利を取得されたすべての方が対象となります。届出を怠ると10万円以下の過料に処せられる場合があります。

手続きは簡単ですので、農業委員会へご連絡をお願いいたします。



農業者年金のご案内

- 農業従事者なら誰でも加入できます。
- 60歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。積立方式で安心の財政運営です。
- 積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。保険料の手厚い国庫助成があります。
- 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割、3割又は、5割の政策支援（保険料の国庫助成）があります。
- 月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。保険料はいつでも変更可能です。また、令和4年1月1日より認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす35歳未満の農業従事者については月額1万円から加入できます。
- 支払った保険料は全額が社会保険料控除となります。（収めた保険料の15%から30%程度の節税）支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。
- 年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る
と仮定した金額を一時金として遺族が受け取ることができます。

お問い合わせ 農業委員会事務局（役場内） 電話：68-2298

だれでも食堂のご案内



浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前に申込みが必要となります。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日時：1月22日（土）11:30～13:30

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

※11:30から30分ごとの時間予約制です。

申込先：電話090-2811-8196

メニュー：タラフライ・ご飯・大根サラダ・みそ汁

代表 鎌田眞美

テイクアウトも出来ます。（予約限定20食まで）

料金：大人200円 18歳以下無料

※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。